○東北地方整備局告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　岩手県
二　都市計画事業の種類及び名称　盛岡広域都市計画道路事業三・一・百十六号盛岡駅本宮線
三　事業施行期間　自平成二十四年四月十二日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目、盛岡駅西通二丁目、下厨川字稲荷向、下太田字新田、本宮字松幅及び字荒屋地内
使用の部分　岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目、盛岡駅西通二丁目、下太田字新田、本宮字蛇屋敷及び字松幅地内

○東北地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　岩手県
二　都市計画事業の種類及び名称　二戸都市計画道路事業三・四・二号荒瀬上田面線
三　事業施行期間　自平成二十四年四月十二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　岩手県二戸市福岡字城ノ外、字川又及び字落久保地内
使用の部分　岩手県二戸市福岡字川又地内

○東北地方整備局告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年東北地方整備局告示第六十九号仙塩広域都市計画都市高速鉄道事業三号東日本旅客鉄道株式会社仙石線
三　事業施行期間　自平成十六年六月三十日至平成二十六年九月三十日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第九十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録建築物調査機関の名称
株式会社確認検査機構プラン21
二　住所
奈良県橿原市八木町一丁目七番三十九号
三　代表者氏名
代表取締役　西田　淳也
四　登録年月日
平成二十四年三月十四日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事務所の名称及び所在地
株式会社確認検査機構プラン21本店　奈良県橿原市八木町一丁目七番三十九号

○九州地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十二日　九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
延岡市中の瀬町二丁目五八九三番一から同市川原崎町四八二番一まで	前	一八・五九～二二・二八メートル	〇・〇八一キロメートル
	後	二〇・八九～三三・四八メートル	〇・〇八一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

四月十日内閣から提出した議案は次のとおりである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

質問書提出

四月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

特定失踪者にかかわるＤＮＡ鑑定問題に関する質問主意書（渡辺義彦提出）
復興特区に関する質問主意書（馳浩提出）

答弁書受領

四月十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員稲田朋美提出金融機関による為替デリバティブ取引に関する質問に対する答弁書
衆議院議員橘慶一郎提出東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員橘慶一郎提出地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員橘慶一郎提出ナノテクノロジーに係る共用インフラの今後の展開に関する質問に対する答弁書
衆議院議員橘慶一郎提出平成二十四年度における地域自主戦略交付金の取り扱いに関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎提出原子力発電所事故に対処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する再質問に対する答弁書

参議院

議案提出

四月十日議員から次の議案が提出された。

日本銀行法の一部を改正する法律案（桜内文城発議）（参第一六号）

議案受領（予備審査）

四月十日内閣から次の議案が送付された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第三号）
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第四号）